

論 説

行政機関の行為と公平の原則(一)

—英國司法部の機能に関する一考察—

釜 泰 介

目 次

- 一、はしがき
- 二、司法救済とその問題点
- 三、行政機関と Certiorari — 一九六三年以前の問題状況(一) — (以上本号)

一 は し が き

ある権限が付与されているということとはその権限をいかように行使してもよいということにはならない。すなわち権限が存在するということ、その権限の行使の仕方とはまったく別問題なのである。これが英國々法の根底に流れる英國国民共通の考え方である。この思考方法を継受した国々においても、このことは例外ではない。この思考方法からすると、権限の存否のみならず権限の行使の仕方が常に問題とされるのである。特に行政機関がその権限の行使

者である場合この考え方は強く現われてくる。行政機関の権限行使の結果に不満を抱く者は、まずその権限が実際に付与されているのかどうかを吟味する。何事かをなす権限を行政機関に付与する場合それは制定法をもってなされる。したがつて行政機関の権限には制定法上の根拠が常に要請されるのであって、これを欠いた行為は権限のない行為となるのである。権限には制定法上のわくが課されているのであり、それは必ず一定範囲に制限された権限なのである。ゆえに権限を行使する側もされる側も常にその権限の存否とその範囲を制定法の解釈をめぐって争うわけである。

そしてその結果権限が存在していることが判明したとしても、事態はそこで終らず次にこの権限はいかよろにして行使されるべきかが必ず問題とされるのである。この権限行使の仕方については時にはそれが法定されている場合があるが、その場合には権限行使の仕方も先に述べた権限の範囲をめぐる法解釈の領域の問題となり、権限の存否確認と類似の作業で解決されるのである。しかし問題はこれが法定されていない場合にいかなる事態が生ずるかということである。事態は法定されている所までで終了するのか。権限行使者は法定手続だけを遵守すればこと足りるのか、それとも法定されていなくてもその権限の行使は何らかの制約を受けるのであろうかということである。前述した英国民共通の考え方として権限行使の仕方を必ず問題にするといった意味は、後者の場合すなわち制定法上に行使方法が法定されていない場合もその制約の存在を主張するということなのである。これは行使の仕方を無制約に認められた権限の付与という事態を否定する考え方なのである。以上のとく、権限の存否を問題にするということはある人物なりある機関に対して制限付の権限を付与しているという大前提がそこにはあるのであり、また権限の行使の仕方を問題にするということは付与されている権限といえども一定の条件のもとでしか行使できないのであるという大前提がそこにはあるのである。この前者の思考は *Utra Vires* の観念に代表され、後者の思考の際に適用される原則

が英國における Natural Justice とアメリカにおける Due Process の観念に集約されているのである。この二つの思考はいずれも欠かすことのできない英米法上の法思考であるが、特にこのうちでも後者の考え方こそが英米法の特徴の一つに数えられるべきものなのである。

」の Natural Justice の原則は人の生命、自由、財産等に影響を与える」」になる裁判権の行使との関係で発展してきたものである。すなわち英國における Natural Justice の思考の下では裁判権は少くとも一つの条件に従つて行使されねばならないと考えられてきた。その第一は裁判官は自ら利害関係のある事件を裁くことはできない」ということであり、その第二は裁く前には両当事者の言い分を聞かねばならない」ということである。⁽¹⁾これは裁判権はいかように行使されてもよい」というのではなくして、その行使には少くともこれだけの制約が付せられているのであるという裁判所自らが、自らに課したルールなのである。このルールの発生はギリシャ・ローマの時代に求められるとも言われるし、また聖書の中に求められるとも言われるほど古いもので、いつからこのようなルールが裁判所そのものを縛つてきたかを指摘することはむずかしいが、今日コモン・ロー上の確固たるルールである」とにはまちがいない。そしてこの公正の原則は、正義の源とされる王自らが主催するとされている王の裁判所が、司法の正義を統一する為に下級の裁判所がこのルールを犯した場合にはその判決を取り消すことによって、このルールの司法部内における徹底を期して来たのである。そしてこの伝統は現在の裁判所にも継承され、上級裁判所の下級裁判所に対する監督管轄権行使の一環としてそれはなされているのである。

同じような公正の観念に端を発する原則を英米両国はもつているのであるが、アメリカにおいてはこれは憲法上の規範となっている。したがってこの規範は司法部のみならず立法部行政部をも拘束するものである。ゆえにアメリカ

議会は、このルールに反した立法をすることによって行政権に無制約の権限行使を認めるということは憲法上できないのである。これに対してイギリスにおいては、これはあくまでも司法部が司法部自らを拘束するため作り出し維持してきたルールであって、英國憲法の構造下においては議会が立法を通して行政機関にある権限を付与する際にそのままの同じ法律中にこの権限の行使は *Natural Justice* の原理にそつてなされるべしということを明記した場合にはじめて、司法権を拘束するため司法部自身のルールであつたものが、立法部の承認により、立法部と司法部の共通規範となり、また行政部をも拘束する憲法的規範となりうるのである。このことは言いかえれば、立法化されない限りこの規範は司法部だけの規範にとどまり、行政部を拘束するものとは即断できないのであるということである。しかし十九世紀から今世紀にかけて行政部が直接国民の利害に影響を及ぼすような判断を下す領域と機会が増加するにつれ、司法部は自らのルールを行政部にも遵守するよう求めるようになってきたのである。もしこれがなされず、行政部の権限行使の仕方が立法部だけに依存していく司法部の干渉を許さなかつたとすれば、行政権の行使によって不満を抱く大半の国民は救済されず放置される結果となっていたであろうが、この司法部による干渉によりその事態はかなり避けられたと言つてよからう。

行政行為によって侵害を受けた国民を救済するためには、司法部は司法を拘束する公平のルールは行政部をも拘束するということを国会法の承認がない場合にも主張するより他に道はなかつたのであるがこの作業は議会の意思がほとんど絶対性を有するといつてよい英國憲法の構造下においては容易なことではなかつた。司法部は立法部の承認のないところにおいて自らのルールの遵守を行行政部に求めるにはその都度その正当性を立証しなければならなかつた。ではそのようなことが英國憲法下においていかにして可能であったのか。司法部のとつた理論構成はいかなるもので

あつたのか。本稿においては、」のような視点から行政機関の行為に対する手続面に関する司法審査の、英國憲法下における問題点と英國司法部の姿勢を論究してみたい。

一八六三年、右にのべた問題点、すなわち権限行使方法が法定されていらない状況下での行政機関の権限行使が争点となつた *Cooper v. Wandsworth Board of Works*⁽⁴⁾ における BYLES 裁判官は次の如く述べている。曰く「Dr. Bentley's Case (1723)」に始まり、「多くの事件に至る長い一連の判決は、当事者は聞かれるべし」というルールを要請して、「積極的文言がたとえ制定法中に存在していなくても、コモン・ローの正義がこの立法部の手ぬかりを補うであらう」と、「これを立証しておるのである」⁽⁵⁾。

これは英國司法部による立法審査において使われる典型的的手法というべきである。国会法中に欠けている部分を司法部のルールで補足するところとは、司法のルールの共通規範性を主張することであり、それは司法のルールに立法、行政をも拘束する憲法的規範の地位を与えることなのである。十九世紀半ばに確認されているこののようなコモン・ロー優位の立場はそれ以降、特に二十世紀の司法部にも継承されていけるといえるのであらうか。本稿はまたこれの解説という角度より主題の分析を試みるものである。

以下に論議文においては司法部の手続上のルールの遵守を行政部に求める際の裁判所の理論構成を特に一九六三年の *Ridge v. Baldwin* 事件の意義を考察することに主眼点をおいて取り扱っていくわけであるが、その前に次章においては本稿の主題の背後に存する英國特有の問題点について簡単にふれておきたい。それは行政行為に対する司法救済のかかえる英國的困難性ともいえることがらである。

註(1) Rules of Natural Justice が今日次の二つのルールから構成されていることは争いがない。そのルールとは第一に

Nemo judex in causa sua (No man a judge in his own cause), 第11は Audi alteram partem (man has a right to be heard; Both sides should be heard) である。しかしより具体的な内容とみなされることは、やがてのハールは依然として不確定のものである。

(2) (1963) 2 All E. R. 84.

1711年 Dr. Bentley's Case は FORTESCUE 判事は次のよつに述べる。曰く「皆知しなかつた」といふに対する異議の申し立は決して打ぬ消されえない。神の法も人の法も両方とも、当事者に詮い分があるならばその弁明をする機会を与えておる。私たるににおけるよつた事例に関して、ある非常に学識ある人が神自身でさえアダムを呼び出しその弁明をやせる前にはアダムに対して判決を下せなかつたのである。述べたのを聞いたりとを憶えておる。『アダムよ、汝はどうにあらゆるか。私が汝に食しはしなひだか』と神は問つておる。そして同じ質問はイエスに對しておなわねたのである』 す。 D. C. M. Yardley, A Source Book of English Administrative Law, (Butterworths, 2nd ed., 1970), p. 118.

(4) 一八五五年の Metropolitan Management Act (18 & 19 Vict. c. 120) の四十六条は、新築家屋を建てる際には着工の七日前までにやの証を District Board へ報告する義務を課す。同時に、この義務に反して建築された家屋の取り壊し権限を District Board が行使した。本件なりの法定手続をふまえに建築した原告の家屋に対し District Board が右権限を行使してそれを取り壊したりむじめ、原告がその権限行使の仕方を問題にしたものである。原告の主張は、右制定法はこの権限の行使手続について何ら法定しておないがゆえに、一見右のような権限行使は正当化やむよつてみえるがそうではなく、この権限は一定の条件に服すべきである。その条件とは何人も聴問される機会を与えられることなしにその財産を剥奪されるべきでないとこうることであり、この条件は今までくり返し承認されてきたものであるところであつた。したがって本件の争点は、権限行使手続が法定されていない場合でも原告主張のような手続則は遵守されるべきかとふつゝむのであり、それは英國憲法の性質を念頭におくなら、きわめて興味深かつ重要な問題点を提起していたのであつた。これに対し裁判所は全面的に原告の主張を認めただのである。その判決理由は BYLES 判事のところにみられるように、Natural Justice 則の適用を本件で認めるところである。ローレンス・ロードの立場が表明されたのである。また裁判所は「わざと Natural Justice 則の適用を本件で認める」といふべき、その前提として本件 District Board の機能を同法的機能と認定しておられた。Yardley, ibid., pp.

II 司法救済とその問題点

国民がある行政行為について裁判所に救済を求める場合にその理由として主張するものは、前述したとく当該行政行為は制定法上の根拠を欠いていたといふいわゆる越権行為 (Ultra Vires) の事実が存在したという場合と、いま一つは権限行使過程において一定の手続則が遵守されなかつたところの二点がもとも一般的なものである。そして行政行為に対する救済方法⁽¹⁾としては第一にその行政機関に一定の権限を付与している制定法そのものが救済方法を法定している場合がある。たとえば裁判所とか上級の行政機関に対して不服申し立を認めている場合である。第二に、このような法定の救済手続がない場合の救済方法として大権令状 (Prerogative Orders) を求めて裁判所に訴える場合がある。今日使われている大権令状の主なものは、一定の行為を行つて止むを得ない禁止する Prohibition、行われた行為を取り消すために使われる Certiorari、一定の行為を行つよう積極的に命令する Mandamus 等がある。第三の救済方法としては Common Law 上の Injunction や Declaration がある。これらの中で裁判所によって今まで多く使われて来た方法の一つに大権令状による救済があげられる。その大権令状の中で頻繁に使われたものは移送令状 (Writ of Certiorari) であった。それは裁判所が一定の行政行為に Ultra Vires または Natural Justice 則違反が存在したと認定した場合に、当該行為を行つた行政機関に対し certiorari を出し、その行為を取り消すことをもつて国民の不服

申し立てに対して救済を与えるというものであった。

「」で指摘しておかねばならぬ点は、「」の certiorari がもとより国王の裁判所が下級裁判所に対して出していたものであつたということである。それは下級裁判所の判決を受けた国民がその判決に誤りがあると国王の裁判所に救済を求めた場合に、国王の裁判所がその誤りの有無を判定するために判決を移送せよと命じたことに端を発している。「」のことからわかるようにあくまでも上級裁判所が下級裁判所に対してそれを発し、司法部内の正義の統一をはかるために使われたものであつた。この伝統がアメリカでは依然として連邦段階において厳守されているといふことからみても、「」の令状の右にのべた性格をうかがい知る「」とがであるのである。一九一三年アメリカ連邦最高裁判所は *Degge v. Hitchcock*, 229 U. S. 162 (1913) 事件において certiorari は裁判所に対してだけ出されるとこうことを再確認し、その後「」の立場を厳格に守らしかるべきである。その結果アメリカにおいては行政行為に対する司法救済は大権令状によるよりもむしろ Equity 上の救済、すなわち Injunction や Declaration に求められこれらの領域における進展があやめしきものとなってきたのである。⁽³⁾

イギリスにおいては前述した「」へ certiorari を行政機関に出す「」によって上級裁判所のもつていた下級裁判所に対する監督権を行政機関にまで及ぼし、もつて司法救済を行つて来たのであるが、certiorari は今も見て來たようには本來裁判所に出されるものであるから、行政機関に対してそれを出せるという理論構成をする義務が裁判所に負わされてゐるわけである。したがつてイギリスにおける行政行為に対する司法審査の判例の一つの傾向は、問題となる行政機関ははたして裁判所の certiorari に服す義務があるのかどうかという角度から論争の展開がなされてきたところである。「」の点に常に注目しなければならない。

今ひとり注目すべき点は、司法救済を求める際の理由のうちの Natural Justice 則の問題である。この原則も前述したが、司法部を拘束するルールとして発展してしたものであった。したがってたとえ行政機関にこの原則違反の行為があったとしても、もし裁判所がこれを理由に certiorari (またはその他の手段) でもって救済を行うとすれば裁判所は、なぜ行政機関がこの司法のルールを守らねばならないのかというとを説明する義務があったのである。以上のことを言いかえればそれは、行政機関に制定法規違反となる Ultra Vires の事態があつた場合 certiorari によって救済を与えようとすればとのような理由でこれを司法部以外の機関に発しやるのかというとを、また Natural Justice 則違反の事態が存在した場合にはむののような理由によつて Natural Justice という言葉に集約されている裁判所内の正義則を行政機関に適用でも、そして適用であるとしてむののような理由で certiorari が出せるのかというとを説明しなければならないということであった。これが certiorari によって行政行為に対し救済を与える方法に重点をおいてきた英國司法部のかかえている固有の困難性であつたのである。

これらの問題に英國司法部はどのようにこたえ、この難点を突破したのであらうか。それは、行政機関の当該行政行為の中に司法的な要素の存在を指摘することをもつて司法的役割を果しているからには裁判所の監督が及ぶという論法の案出によつてなされた。この巧みな論法の発生について明確に論ずる」とは容易なことではないが十九世紀後半から二十世紀にかけて裁判所によつて広く使われていたことは間違いない事實である。この司法的要素の存在を認定する作業において裁判所が行つたことは、行政機関が当該行為を行うに際して司法的な手続を踏む義務があつたかどうかと、「この認定であった。したがつて、司法的手続を踏む義務があつたと認定されればその機関は司法的機能を果してゐる機関となり、certiorari の対象となつたのである。」と云う司法的

手続といふものの内容が常に問題となるのであるが、それには幅がありて、通常、裁判をする際に裁判所によつてとられしる手続から、ゆゑよりのよつた手続中の基本的なものだけに限定するものに至つては廣狭を問はずなもののが存在しうる。これの中で裁判所が実際に司法的手続として認められてゐるものは Natural Justice 則として今日論われしる前述した二つの基本的ルールであった。すなわち、裁判を行う者はその事件の当事者たりえないところとし、当事者の言ふ分を聞いてからの判断を下すべきであるであつた。ハリヒ至つて、司法的要素を認定する作業が Natural Justice 則の遵守義務の存在を確認する作業となるのである。したがつて certiorari を出す際にも Natural Justice 則の遵守義務の存在を調べねりと云ひて、司法的要素の存在を確認してしるのである。

次に出でてくる課題は、やせいかなる状況に行政機関が置かれてしる場合に裁判所は当該行政機関に Natural Justice 則遵守義務があり、したがつてその機能の中に司法的因素があると判定したのであらうかといふのである。本稿における主題はおやむりの点を明らかにするよりより、行政機関と公正な手続との問題を解明するよりよりである。ハリヒの分野における画期的判決とされ、一九五〇年代における司法部の姿勢を修正したるものとして高く評価されしる一九六二年の Ridge v. Baldwin 事件を中心にしての問題を考察してみたいわけであるが、それに先立つて、右事件にいたるまで英國司法部は前述の問題点にいかに対処してゐたのかどう一九六二年の状況にふれていおかだ。

註(1) J. F. Garner, *Administrative Law* (Butterworths, 3rd ed., 1970). pp. 161-181; H. W. R. Wade, *Administrative Law* (Clarendon Press, 3rd ed., 1971), pp. 107-170; Griffith & Street, *Principles of Administrative Law* (Pitman, 5th ed., 1973), pp. 230-242; Yardley, op. cit., pp. 208-251; S. A. de Smith, *Judicial Review of Administrative Action*

(Stevens, 2nd ed., 1968) pp. 365-588; Yardley, "Remedies in Administrative Law" (1957-1958) *III British Journal of Administrative Law* 69.

- (2) D. C. M. Yardley, "The Scope of the Prerogative Orders in Administrative Law," (1957-58) *XII Northern Ireland Law Quarterly* 78; and "The Grounds for Certiorari and Prohibition," (1959) 37 *Can. Bar Rev.*, 294.
(3) Garner, op. cit., p. 177; B. Schwartz and H. W. R. Wade, *Legal Control of Government* (Oxford, 1972), p. 217.

III 行政機関の Certiorari—— 1941年以前の問題状況 ①——

Ridge v. Baldwin 判決の分析に移る前にやゝ立派なめらの問題状況を概観してみた。それは裁判所が行政機関の「がたぬ行為」に司法的要素の存在を認定してから、あた逆に「かなる行為」に対する行政的と認定してからかとするのである。やゝ一九四一年以前の判決に重大な影響を与えたのは、この考え方を考察すれば、よりの問題の解説を試みてみた。それは一〇世一九三一年の判決の中で展開された Lord ATKIN の論理である。その一九一九年判決の母なるがた Lord LOREBURN の考え方である。前者は特に certiorari を主とするの論争に影響を与え、後者は行政機関は Natural Justice 原則を遵守する義務があるかどうかという論争に影響を与えたと考へられるのである。

① Lord ATKIN の論理

Lord ATKIN の見解は行政機関の越権行為が問題ひだつた一九三一年の *R. v. Electricity Commissioners, Ex parte London Electricity Joint Committee Co.*, (1923)⁽¹⁾ 事件の判決の母なるがたである。本件は立法のよつた事実関係に基づいていた。一九一九年イギリス議会は電力供給体制の再編成を期すため the Electricity

Supply Act, 1919 を通した。同法一条は「電力供給の推進、規制並びに監督をするために本法が通過されたら即座に Electricity Commissioners と称する機関を設置すべし。同機関は本法により付与される権限と任務を帯びるものとしてその権限と任務の範囲内で Board of Trade の一般的指示の下で行為すべし」と定めていた。これにより電力供給体制の再編成を託された機関として Electricity Commissioners が設置された。したがつてこれは制定法による設置された機関 (statutory body) の一つであつた。同法はイングランド、スコットランド、ウェールズをもつつかの電力地区に分離し、その各区域内に Joint Electricity Authorities としてのを設置するのを予定していた。そして the Electricity Commissioners は、電力地区の困難の設置に関する権限を付与されたのである。このことをいかなる方法によりいかなる手続でなすかについては同法七条に次のようく定められていた。(1) the Electricity Commissioners は前述した調査の結果到達する判断を具体化する計画に効力を与える命令を作成し、その命令を Board of Trade による確認を求めて提出するものである。そして Board of Trade はその命令を修正なしで、あるいは適当と考へる修正を付して確認するところである。(2) の命令はそれが確認されたら直ちに国会の両院へ提出されなければならぬ。ただし(2)の命令は各院の通す決議により修正のうえたば無修正で承認されならば限り効力をもただない。ただし(2)の命令は各院の通す決議により修正のうえ enacted in this Act) 効力をもつたものとする」

また同法六条一項は Electricity Commissioners に次のよつたな権限をも与えていた。それは Joint Electricity Authority は自分の権限をその下の小委員会 (committees) に委任できるふつた内容の条項を計画案にもり込むの出来る権限であった。

本件は一九三一年一月、右 Commissioners が作成公表した計画中のロンドン地区に關する案が問題となつたの
である。計画は、⁵ London and Home Counties 地方地区を構成する the London and Home Counties
Joint Electricity Committee の名稱の下に、Joint Electricity Authority を創設する規定하였다。據ては
計画案は、⁶ 且つは、⁷ 計画の Joint Committee は、the Company Committee との第 1 回合は、⁸ その小委員会として、the
Local Authority Committee と the Company Committee との間で、⁹ その仕事の範囲を規定하였다。続
いて計画は、¹⁰ Joint Committee は Local Authority Committee と the Company Committee に於し各自
の計画の仕事類第 1 号に特權があることを、¹¹ 且つは、¹² その権限と義務を委託する、¹³ かつて the Joint Committee は、¹⁴
の 110 の権限を Joint Electricity District の他の別々の地区を構成する規定하였다。

JRの計画案を不服とする the London Electricity Joint Committee (1920) Ltd. は、その案の推進を止めるため the Electricity Commissioners は规则を Rules nisi for certiorari and prohibition を作成した。その理由は the Electricity Commissioners が計画案作成に遅れて越権行為を行ったためであるとした。その越権行為と主張する点は、JR は電力計画中に規定して、London Electricity Joint Committee は専門の最初の命令で、Joint Committee の 110 の小委員会を任命し、それがより専門の権限と任務を委託する義務を課してしまったのである。JR は Divisional Court が、計画を承認した理由で本命令を止めさせた旨を控訴した。Rules nisi for certiorari and prohibition を取消した。JR の決定は Commissioners の行為に越権行為があったのか否かを認めた判断をしてはしなかった。JR の決定を不服とした London Joint Committee が上訴した結果、Court of Appeal は次のよった判断を下した。JR の判断中で Lord ATKIN が述べ

た」)が今日に至るまで続く論争のもとになる論理を含んでいたのである。

争点は二つ存した。第一は計画案作成過程に Commissioners に越権行為があつたのか否か、第二は越権行為が存した場合、裁判所は原告請求の救済を与える権限を有するのか否かということであった。これは前章で述べた当該行政機関に越権行為があつた場合、certiorari や prohibition という大権令状を出せるかどうかという問題に属しているのである。

第一の争点については前述の計画案を一九一九年法に照らして吟味した結果 BANKS 判事は「この計画案を実行すれば、これが創設しようと考えられる二つの総合電力圏 (joint electricity district) 内に二つの地区と独立の権限をそなえた二つの総合電力局 (two joint electricity authorities) を設置する」となる。されば一九一九年法により授権されていながらも「私は判断する」として Commissioners に越権行為の存したことを認めた。すなわち前述したが如く一九一九年法は Electricity Comrs. による割りわけられた電力地区内に二つの Joint Electricity Authority を置くようと定めていたのに對し、ロハムン地区に関する今回の案は「地区を二つに分けて各地区をそれぞれ Joint Authority の下にある committee に管轄をゆきるものだ」かつ、その committee は Joint Electricity Authority の権限と義務を遂行せねばならぬ内容のものであつたからである。他の二人の判事も同じようないのよほな内容の計画案作成行為は一九一九年法により与えられた権限を逸脱してゐることを認めた。⁽⁷⁾ そこで本件の最大の争点は第一の裁判所の介入権の有無と移るのである。本件において求められている救済は Prohibition や Certiorari であるから問題点は越権行為をしたと認定された Commissioners に対し裁判所がこの両令状を発するかどうか、それとも、Commissioners に越権行為があつたか否か、なんらかの理由により裁判所にはこのよ

うな権限はないのかどうかであった。

Lord ATKIN 判事は certiorari と prohibition 両令状の性格とそれがいかなる場合にいかなる機関に対して裁判所により発せられるのかを次のように述べる。「この両令状は非常に古いものであって、国王の裁判所が、下級の管轄権をもつてゐる裁判所がその権限を逸脱する」とを抑制してきた過程の一部を形成してゐるのである。Prohibition は裁判所が権限を越えた行動をとらなければならぬことを抑制する。Certiorari は裁判所の記録又は命令を King's Bench Division へ送付する」ことを求め、ヤードやの記録又は命令の適法性を審査する」ことを求め、そして必要な限りその命令を取り消す」とを求めるのである。両令状は普通の意味で裁判所と理解されているものであると「うり」と注意しなければならない。ゆとりこれらは普通の権限だけをもつて取り扱っていたことは明白である。しかしこれらの令状の働きは裁判所であるとは呼ばれないような、かつ裁判所として認識されないような機関の行為を抑制するために拡大されてきた。国民の権利に関する問題を決定する法律上の権限をもち、かつ司法的に行動する任務を帯びてゐる機関がその法的権限を越えて行動する時には「でもその機関は」のようないくつかの令状でもって行使される King's Bench Division の監督管轄権に従わなければならぬ」のである⁽⁹⁾。すなわち、この兩令状は King's Court の監督権行使としてゆとり裁判所と呼ばれる機関に対してのみ発せられていたものであるが次第にその対象機関は拡大され、今日この両令状を発する上での要件はある機関が①国民の権利に関する問題を決定する法律上の権限をもつてゐる、②司法的に行動する任務を帯びてゐる、③ヤードののような性格を帶びた機関が法的権限を越えて行動してゐるとするのである。同判事は「のりんを実証する先例として County of Justices of the Peace, Poor Law Comrs., Board of Education, Thithes Comrs., Inclosure Comrs., Light Railway⁽¹⁰⁾,⁽¹¹⁾,⁽¹²⁾,⁽¹³⁾,⁽¹⁴⁾

Comrs. 等にこの令状が発せられた」とを指摘している。⁽¹⁵⁾

では本件の当事者 Electricity Comrs. は前記の要件を満たす機関といえるであろうか。これについて次のように判断を下すのである。「本件においては Electricity Comrs. は法律に従つて一地区内に総合電力局を設置するかどうか並びにその機関にいかなる権限を与えるか」ということを決定する義務を帯びているのである。この問題は必然的に現存している企業団体から彼らの現存している権利のいくらかを取りあげるということを含み、そしてそれは新しく設置される機関による監督とか、新しい財政上の責任とかを含む新しい任務を彼らに課すのである。それは又、新しい機関の中にある人物を配置しその者に現在は別の機関に与えられている購入権が移譲されるのである。Comrs. はこのような性格をもつた新しい機関を国会法を逸脱して創設しようと提案している。そしてこのような計画の適否について恐らく長期間に及び出費のかかる inquiry を行うことを提案しているのである。そしてその inquiry に関しては Comrs. は経営者の代表者を強制的に出席させ書類を提出させる権限をもつてているのである。よって私はこの計画を決定するに際し、かつ inquiry を開くに際しては Comrs. は私が引用した先例のもつていた意味において司法的に行はれていたと考へる。そして Comrs. はその管轄権を逸脱して行為しようとしているのであるから、Comrs. は彼らに対し發せられる Prohibition に服す義務があると私は考へる。⁽¹⁶⁾ と。すなわち、Comrs. の行為は国民の権利、本件においては現存企業団体の利害に關係し、かつ司法的に行はれてくるがゆえにその越権行為は裁判所の監督管轄権に服する事項であると判定したのである。^{(17) (18) (19)}

以上 Lord ATKIN の論理と、それを概観してきた。そこでは、Lord ATKIN は司法的に行はれてくるがゆえにその越権行為は裁判所の監督管轄権に服する事項であると判定したのである。

場合に司法的に行動する義務が生じてくるかについて意識的に分析してあるのではない。むしろそれは本件の Co-mrs. に課されていた法定上の任務全体の中から、そのような側面を認定しているのである。」たがって Lord ATKIN の論理は司法的要素を抽出する際の基準として意味をもつものではなくして、本来裁判所にだけ出されていて令状をそれ以外の機関に向けて発するというそれまでの裁判所が事実上行ってきた行為の背後にある理由づけを明確化した点に意義が見出せるのである。

その後、別の Lord ATKIN の見解は、数年後に起ったある事件を契機にして後世の司法界に影響を与えることになる。その事件の判決において、前述した ATKIN の論理の解釈と違うことが行われた結果その解釈そのものが Lord ATKIN の論理として受けつがれていくのである。特に一九五〇年代の事件に影響を与えそして一九六三年の Ridge v. Baldwin 事件において再吟味されるに至る Lord HEWART による解釈とはいがなるものであったのか、以下考察してみたい。

② Lord HEWART の ATKIN 論理解釈

やがて一九一七年の R. v. Church Assembly Legislative Committee, Ex parte Haynes Smith (King's Bench Division) (1927) All E. R. 696 事件におけるそのうたものである。

本件は英國国教会の Church Assembly が一九一一年から一九一七年にかけて採りなした prayer book の改訂作業に対する教員が、別の行為は同会議の権限について定めてくる一九一九年の the Church of England Assembly (Powers) Act, 1919 に違反するのではないか理由でその作業の続行停止並びに取消しを裁判所に求めた事件である。これに対し裁判所は Church Assembly に越権行為があつたか否かの点にはふれず、前記の一九一四年事件

(R. v. Electricity Comrs.)における ATKIN 判事の意見を引用するに由り、Church Assembly がはたして裁判所の監督管轄権に服すべし機関であるのがどうかという角度より本件の解決をはかるのである。

HEWART 判事はまことに「(1)に決定的な性格を帯びた前提問題が存在している。それは Church Assembly Legislative Committee 又は Church Assembly は移送令状や禁止令状が発せられるべき種類の機関であるのかどうか」と述べる。しかし Electricity Comrs. 事件において ATKIN 判事により展開された両令状を発する際の要件にかんする意見を引用し、それに対し次のような解釈を下すのである。曰く「本件において当裁判所が自らに問わねばならない問題は教会会議あるいは教会会議の立法委員会は『国民の権利に関する問題を決定する法律上の権限をあち、かつ司法的に行動する義務を帶びてゐる機関』であるのかどうか」ということである。上記の表現の中において ATKIN 判事は『そして』(and) と云ふ言葉を使ったのであって『または』(or) という言葉を使用したのではないといふことに注意しなければならない。⁽²¹⁾ 従つて、ある機関がこの基準に合格するためにはその機関が国民の権利に関する問題を決定する法律上の権限をもつていなければならぬというだけでは不十分なのである。その性格にこの機関は司法的に行動する任務を帯びてゐるという性格がつけ加えられなければならないのである。」この種の事件においてはこの要素は絶対に欠如してはならないのである。もと初期の時代においてはこれらの令状は解釈上の無理を犯すことなく裁判所とよぶことのできる機関に対してのみ発せられたのであるから今日においてもこれらの令状は司法的な能力で行動する任務を帯びてゐる機関に対する以外は発せられないのである⁽²²⁾ と。すなわち、HEWART 判事は ATKIN 判事が一つの条件を挙げているというように解釈し特に第二の条件である司法的に行動する任務をその機関が帯びてゐるか否かを吟味する」とが、この令状がもともと裁判所に対し向けられていたという点を考えるなら

重要性をもつてくるのであると強調しているのである。このような先例解釈に立って、本件につき教会会議並びに同会議の立法委員会の性格を法的に検討した結果「この機関の機能は本件における問題が関係する限りにおいては全計画が最後まで遂行されたなら制定法となるかもしないようなものの「⁽²⁴⁾」初期の段階を取り扱うことなのである。これは司法的機関とは思えないものである。それは審議機関あるいは立法機関であると思う。教会会議も、またその立法委員会も禁止令状あるいは移送令状を発するに適当な種類の機関ではないのである。このような状況においては私は仮命令 (Rules nisi for prohibition and certiorari) はとり消されるべきである。⁽²⁵⁾」⁽²⁶⁾このようないくつかの原則を採用して「私はこれらの機関のいずれも司法的な機能を果している機関である」とも、また国民の権利に関する問題を司法的に決定する機関であるとも考えないのである。立法委員会という名称はこの機関が司法的機能を果しているという考え方と相矛盾しているように思える」と。

また一人の判事 SALTER 判事も「私は仮命令はとり消されるべきである」とし賛成である。教会会議に付与されている権限は立法案提出の権限である。明らかに教会会議が提案している法案は国民の権利に関するものであるが国会は教会会議に国民の権利に関する問題を司法的に決定する権限を何ら与えなかつたのである。これらの令状が発せられるべき人または機関は、それが決定権限を持っていて、そしてその権限が必然的に司法的に行動する義務というものをその人または機関にともなわすという意味において司法的機関であらねばならないのである。私は教会会議はこのような権限をもつていいないので、従つてこのような義務も帶びていないと考える。教会会議の権限は純粹に審議的で立法的なものである。従つて教会会議は何らの司法的任務を持つていないのである」と同じ判断を示している。以上三判事の意見はいずれも ATKIN 判事が certiorari を出すうえで求めた要件につき、それを当該機関

は単に人の権利に関する問題をとり扱う権限を有しているだけではなく、更に司法的に行動する義務をも負わされてい
るという二重の要件を満たすすぐであるとしたものと解釈したのである。そして本件においては当該機関が立法機能
を果してゐることを強調してその司法性を否定したのであつた。

この解釈は以後 ATKIN の論理として司法界に継承されていふのである。⁽²⁶⁾ そのうちの代表的事例として Ridge v.
Baldwin の論争過程でとり上げられる一九五〇年代の一一つの事件に触れてみたい。

③ ATKIN 論理の継受

前述の一九二四年と一九二七年の一一つの事件はいずれも当該機関に越権行為があつたか否かが争われたものであつ
たが、その問題の解決は司法的行動の義務の存否という角度からなされたのであつた。これに対し次にみる一一つの事
件は権限の存否が問題とされたものではなく、権限行使の方法が問題とされたものである。従つてこゝでは司法的行
動の義務の存否が真正面から取り上げられるわけであるが、その取り上げ方が当該機関は certiorari の対象となる機
関かという角度、すなわち前述の一一件と同じ方向からなされるのである。ただいそゞには前述一一件の判決と異り司法
的行動の義務の存否を判断する基準につきより詳細な分析をみるとことができる。こゝに時代の推移とその間における
事件の積み重ねを通しての司法部の試行錯誤の一過程を読みとるわけであるが、以下その一一件について概観してみたい。
その一方は一九五一年の Privy Council の判決 Nakkuda Ali v. M. F. De S. Jayaratne (1951) A. C. 66 である。
被上告人 the Controller of Textiles in Ceylon であるが彼は、一九四五五年制定の the Defence (Control of
Textiles) Regulations 第六十二条规定に基づく上告人の織物免許 (textile licence) を取り消した。同規則六十二条规定に
よれば Controller がある業者にその営業の継続を許すことは適切でないと信ずるだけの合理的理由を持つ場合には

Controller はその免許を取り消せば、むづなからだ。一九四七年二月二十一日上告人は the Supreme Court of Ceylon からの被上告人に對し次の如くを要求して、rule nisi を得た。すなわちそれは被上告人のなした免許取り消し処分を取り消すために the Courts Ordinance 四十一條に基いて Writ of Certiorari の性格を帶びた命令が出されねばならぬから理由を示すべく被上告人に對して求められた。Supreme Court of Ceylon は「上告人は、」のよるな命令を得る資格があるべからると立証して、なぜなら被上告人は Regulation 六十一條の下で免許を取り消すべくを決定するに際して準司法的機能を果してゐるが故に、彼は決定に達する過程におこりうかかる点における Rules of Natural Justice からの離反して、なかつたからである。ある理由による rule nisi を取消した。アーリー上告人は英國の Judicial Committee of Privy Council へ上説したのである。Privy Council は Supreme Court of Ceylon の rule nisi 取消し命令を確認して上告人の上訴を棄却した。Lord RADCLIFFE が判決理由を述べて、さるがやればヨークの公の論理構成をめぐらの前記の Supreme Court のあざめいたゞ異議のであつた。

the Supreme Court of Ceylon は、たゞ問題があつた事項に争点をしづらつた。第一の事項に争点をしづらつた。第一 the Courts Ordinance の四十一條は Controller of Textiles のよるな人物に対し大権令状を發する権限を裁判所に与へられてゐるかといふか、ハリスドウ、第一 the Controller of Textiles はだんへ四十一條の規定に該当する者であると考へるゝ所である。規則六十一條のトド行動してゐるが、彼は移送命令に従う義務あるが、わが資格で行動してゐるかといふこと、ハリスドウ。

The Courts Ordinance の四十一條は “The Supreme Court or any judge thereof... shall have full power and

authority ... to grant and issue, according to law, mandate in the nature of writs of mandamus, quo warranto, certiorari, procedendo and prohibition, against any District Judge, Commissioner, Magistrate, or other person or tribunal.”⁽³⁰⁾ と規定した。されば the Supreme Court of Ceylon (又はその判事) は、英法の大権令状に相当する命令を発する権限を付与したものである、そしてその命令を発する上で対象機関は規定の最後に列記されてゐる所のやうだ。そこで本件における争点の第一としてあげられたものせよとかえれば Controller of Textiles が「」と列記されたらぬ中の中に含まれぬがどうかである。被上告人はいわゆる「自分は四十一條に列記されたらぬのやうの other person or tribunal に該当しない、何故なら District Judge, Commissioner, Magistrate やらの官葉の配置は、」れりの文言は普通の意味における常設司法機関である tribunal (又は tribunal として行動してらる person) に対するだけ広げられてゐるからである。⁽³¹⁾ と主張する。そして彼等の主張を補強すらぬのとして四十一條が、今問題となるやうる権限に先立つて、裁判所の記録を調べ吟味する権限とか、またそれに先行して事件をある裁判所から他の裁判所へ移す権限を与えてらる等の一連のこゝのかの権限を付与してらるるを指摘してらる。従つて彼は「四十一條に基づく裁判所の命令に従へざる person or tribunal の範囲は英國ロマン・ローより考へられしやうのよりやうと制限され、それは District Judges, Magistrates, Commissioners に固い種類の者と限られる。」と主張する。

「」べき文は Lord RADCLIFFE は次のよつた論理により被上告人の四十一條解釈を拒絶する。

「writ of mandamus は writ of quo warranto やうの令状について見るがきり、一般に理解されてゐる意味での裁判所だけが「」れるの (四十一條に定められてらる) 命令に服すべしであると考える以上はかなり無理のよつたと思

える。それだけではなくさらには、四十二条が法に従つて (*according to law*) 「これらの命令を発する権限を付与している」ということを考へるならその意味は以下のように考へざるをえないものである。すなわち、裁判所がいかなる状況において、いかなる条件に基づいて大権令状を発することが許されるのかを確かめるに際して依拠すべきはまさに英國コモン・ロー上の関係ルールであるといふことなのである。そこでこれらのコモン・ロー上のルールそのものがセイロン最高裁の訴訟手続の手引とされねばならないのである。しかし、*certiorari* 並びに *prohibition* 事件においてさえ、英法は、令状を発するために、正規に構成されている司法裁判所と、本来は司法機能遂行のために存在していないがその任務のうちの一一定のものに関しては判事に類似した行動をしなければならない機関との間の区別を認めていないので。*writ of certiorari* はずつと昔から裁判所の不可欠の権限の一つをなして今日に至つてゐるが、その当時からこの令状は今のごくたよな機関に対して発せられてきてゐるのである。実際これに関するの英法における唯一の基準となる事項は、攻撃をうけている判断を下した人または機関の一般的地位ではなくその者が自己の判断に達するために授権されている手続過程の性格である。その過程が司法過程または司法に類似した過程であるときに移送令状を発することが可能になるのである。もしも “*according to law*” という文言に関して以上述べたようなルールが心に留められるなら、被上告人が主張しているような四十二条についての限定解釈はそう断言しがたい解釈であるといえよう。それのみならず英國の裁判手続の発展を指導してきた考え方とはまったく異なる考え方に基づいているものである。⁽³³⁾

以上より判明するべく、被上告人が四十二条を制限的に解釈しもつて大権令状に相当する命令が発せられる対象は四十二条に例示されている判事並びにそれに類似する者に限定されるべきであると主張したのに対し、Lord

RADCLIFFE サイの限界解釈は、111の点より根拠がなされた。すなわち第一回は大権令状の中には mandamus のふたと同法機関以外のものに對し發せられたのがある。第一回は Supreme Court of Ceylon が大権令状に相當あるような命令を發するに際しては英國ロマン・ロー上の原則に依拠すべきであるが、その原則によると certiorari, prohibition の場合でから同法機関以外のものに對し發せられることが以前より認められてゐるが、この點は許された。従つて本件の当事者は Controller of Textiles が回十一條中の person or tribunal の中に含まれるゝとは許されぬふうではない。だだし、ソリド依拠されるべくロマン・ローの原則による同法機関以外のものに對し certiorari を發するに對するのの判断形成過程が同法類似の過程であることを要すとしたのである。そりで次に the Controller of Textiles が本件において決定を下すに先立つて、はたして同法類似の過程をやむ義務を負つて、そだのから第11の争点に對する判断に移るわけである。

第11の争点は即ちかぎれども the Controller of Textiles が Regulation 62 “Where the Controller has reasonable grounds to believe that any dealer is unfit to be allowed to continue as a dealer” に基づく判断した點、やの判断に裁判所による取消し原因となるような行為が存在する場合には裁判所は Controller of Textiles に対し移送令状を發する事ができるが、それがいつかどもソリドである。この争点に對する判断は Regulation 62 の解釈よりも出されるのであり、共に同条中の “reasonable grounds to believe” やソリド文書をもつて解釈するかにかかるべきである。あなたがりの文書は Controller of Textiles に対し判断に付するに先立つて同法的過程をやむ義務を負ねねばならないが、これがソリドである。この問題は、第一回は Supreme Court of Ceylon が Abdul Thassim v. Edmund Rodrigo (Controller of Textiles) (1947) 48 C. N. L. R. 121 事件における「彼が合理的理

由をもつて當のみ行動であつた事実は、彼は司法的に行動してゐるであつて單に行政的機能を果してゐるのではな
い。」²³ すなはち「判断を示す」の意見はその後の類似事件にも適用あつた。あなたが Regulation
62 の前段規定を Controller に司法的行動ある義務を課すべしのドキュメントを下した。Privy Council
は次に述べる論理よりも一九四七年の Abdul Thassim 判決を語つたものである。以下 Lord
RADCLIFFE の意見を引いてみよう。

規則第 62 号の “reasonable grounds to believe” に対する裁判所の解釈例として一九四一年の
Liversidge v. Sir John Anderson (1942) A.C. 206 事件における House of Lords の解釈の存在を指摘する。²⁴ その
事由では the Defence (General) Regulations, 1939, reg. 18B of the United Kingdom, “If the Secretary of
the State has reasonable cause to believe any person to be hostile origin or associations ...” が関係しうる。
同条項の “reasonable cause to believe” に対し「多数意見は、この文句は単に内務大臣が要請あればする事
項として確信あらねだかの合理的理由があつて誠実に考へねばならぬ」と意味して「これが“かなう”と述
べたのやういた。」の解釈に対し Lord RADCLIFFE は「このやうな立場に立つながら、その命令の作成者は、誠
実にトガスルマサア堅り立場にて、臣下の権限行使に関する条件にての誰の誰」の判定者であるとするよりは同じ立場
をもつたむねのやう。しかし立法者が法律中に挿入する “reasonable reason to believe” 型の条項一般につい
て「これらの文言はつかまつては解釈されようとするやうな條文が挿入されば専斷的にならであつてより
は権限の行使を制約する一条件として役立たないとしたものにちがひない。しかしの条件が守られたのかどうか

という問題を決定するのがその権限を行使している者によってだけなされるならば意図されている制約の意味は実際何もない」となるであろう。⁽³⁸⁾ として、このような条項は権限行使に対する制約を意図した条件条項であると解し、そして本件における Reg. 62 を「Controller が有効に取消し権を行使できるに先立つて、Controller 熟知の合理的な理由が実際に存在していなければならぬ」という一条件を課すものと解釈する⁽³⁹⁾。とする。要するに、"reasonable cause to believe" 条項は行為者に対し行動に先立つて遵守されるべき条件を課しているものであるから、合理的な理由については行為者がそれの存在について確信をもてば事足りるのではなく、実際にそのような合理的な理由が存在しないなければならないのであるとしたわけである。このことは合理的な理由の存在についての判定権は権限の行使者にあるのではなく司法部が有しているということを述べていることになり、これにより司法権介入の理由は確認されたかに読みとれるわけであるが、判決はここで合理的な理由の存否の判定に移るという方向へは進まず、以下にみる⁽⁴⁰⁾ところにおいて本件判決の特色を形成する意見として後に指摘される論理の展開へと移るわけである。

曰く「しかし」とから必然的に Controller は権限の行使に際して司法的に行動しなければならないということになるとになるとは思えない。我々は司法的に行動しなければ合理的に行動できないであろうか。我々は Controller が、彼が確信するに至った情報に対して反駁の機会を当該免許保持者に一度も与えなくとも、決定を下すまでの普通の意味の合理的な理由を持つような状況について考えることは難しくないと思う。ある人物があることについて確信するだけの合理的な理由をもっていない限り彼は行動を起こしてはならないと命じられているからには彼は司法過程に類似した行動過程を経ることによってのみその確信に到達できると主張することはまだほど遠い論法である。しかもなお今のような論法、すなわち合理的な理由をもつては即司法的に行動しなければならないという論法が認められな

い限り Controller は当該規則にもとづいて行動するとき司法的又は準司法的に行動していると考える理由はまったく存在しないのである。もし彼がそのように司法的に行動する義務を負わされていないのであれば、彼の決定が移送令状による審査を受け、場合によつては取り消されるべきであるとは法に従つて判断する限り言えないであろう⁽²⁹⁾と。

当判決中でもよく知られているの意見は Controller に司法的に行動する義務を課す側の論理の根底には、その前提として司法的に行動してはじめて合理的理由の把握が可能であるという考えが存在していると指摘し、それに対してもたして司法的過程のみがそれを可能にする唯一の方法であろうかと疑問を投じているのである。行政的行為によつてもまたそのような目的は達成されるということを、すなわち合理的理由把握の為にはその手続の司法的、行政的を問わないとこう」と暗に述べているのである。」⁽³⁰⁾ 」のように司法的過程についての評価をまず行つた上で判決は次に、本題である Controller は本件においてそのような義務を負わされているのかという点に移るのである。

「ハドサマズ移送令状を発する上で準拠すべき原則は R. v. Electricity Commissioner 事件における ATKIN 判事の意見中にもともよく表明されているのを指摘したのか、これを先例として引用し解釈を下していった例の R. v. Legislative Committee of Church Assembly 事件の Lord HEWART 判事の意見、すなわち「ある機関が要求されている要件を満たすためにはその機関が国民の権利に影響を与える問題を決定する法律上の権限をもつているというだけでは十分でない。こうこう性格に対して、その機関は司法的に行動する義務がある」というもう一つの性格があらわれつけ加えられねばならぬのである。」⁽³¹⁾ を引用した上で本件の当事者につき次のような判定を下す。

曰く「Controller が Regulation 62 に基づいて行動するに際して欠いていたのは」の属性である。実際彼が免許を取り消す時、彼は争ひとなつてはいるがために判決を下してはいるのではない。言いかえれば彼は、免許所持者が免

許を保持するには不適であると確信するかまたは確信するだけの合理的理由をもつて至るがゆえに特権を取りあげるという行政行為を行つてゐるのである。しかしの、いわせても免許所持者は Controller の免許取消しの意思について告知されるべきであるとか、または Controller は行動するに先立つて、公私いずれのものであれ inquiry を行わねばならぬとしたうることを保証するような手続はだら規則中に規定されていないのである。免許所持者は Controller に対し不服申し立をするにあらず、まだ Controller の判断について上訴する権利をもつていないのである。手短かに言えば Regulation 62 によつて Controller に与えられた権限は規則の文言そのものから引き出されるのである。したがつて Controller が確信に至るだけの合理的理由を持つべきであるとしたとを単に要請するだけでは彼をして司法的に行動をせらためには不十分であると言ふるし、それ以外には、彼の権限に関するの規定の文脈中または権限の条件を定めた箇所に、彼が自の行動を司法的ルールに類似したもので規制しなければならないとこと⁽⁴⁾を暗示してゐるのは他に何も存在していないのである」と。

この意見より明らかなるように Lord RADCLIFFE は Controller が司法的に行動する義務が在るとこと⁽⁵⁾を否定し、ゆゑに Controller は本件においては行政行為をしてはと判定したわけである。この判定理由の中、Lord RADCLIFFE がかかる場合にこの権限行使は司法的要素を帯びてくると考えてゐるのかを読みとる事ができる。それは第一に Controller が争点となつてゐることに対し判決を下す場合であり、第一には権限の根拠規定である当該規則中に告知聴聞の機会を免許所持者に与えねばならないという義務が定められてゐる場合であり、第三には Controller の決定に対する不服申立、上訴の道が規定により開かれている場合である。いいかえれば第一の場合は Controller が裁判官と類似の行為をする場合にそこに司法的義務を見い出そうというものであり、第一のものは司法

機関を拘束している手続的公正の原則が法定されている場合にそれを理由に Controller の司法的側面を指摘せんとするものであり、第三のものは免許を取消された者が不服申立をしそれを Controller が審理すればどう場合、その審理過程から司法性を示すか示さないかの問題である。そして本件においては、いずれも、法解釈の結果から示すか示さないとは不可能であるとしたわけである。そしてこの判定の背後には、どのような司法的因素の存在を指摘するか、どの可能な事項が法定されていなかつた理由を前述の「」と司法的に行動するとのみが合理的に行動である唯一の場合とは考えられないとする考え方がある。

以上みてきたような論理によつて Privy Council は、一九四七年にセイロン最高裁が “reasonable cause to believe” 条項を理由に Controller の司法的行動の義務を認定した判断を認めたところ、本件における Controller の Reg. 62 に基づく行動に対しても移送命令的性格をもつた命令を裁判所は出せないとして判断を下した。やむを得ず、これをもつて Controller の行為に対する司法救済の道を閉ざしたわけである。

しかも 1950 の ATKIN 論理の系譜に属する事件は R. v. Metropolitan Police Commissioner, Ex parte Parker (Queen's Bench Division July 17, 1953) (1953) All. E. R. 717 である。これもまた今見ておいた Nakuda Ali 事件と争点の構造に類似点をもつた事件である。以下概観しだ。

本件は一九五一年十月二十一日、申請人のタクシー運転免許を the Commissioner of Metropolitan Police が取消した。この端を発す。 Commissioner による免許取消処分は一九三四年の the London Cab Order, para. 30 に基づくものであった。同条は「タクシー運転免許」その免許が付与された後に起つて来た事情または免許付与後に知るに付いた事情によつて、the Commissioner of Police が前該免許取得者は「の免許を所持するに適した人物で

ないと思ふ場合にさ the Commissioner of Police により取消または停止されぬべし」となつていた。⁽⁴²⁾ その条項に基づく本件免許取消決定の前後には次のような事実⁽⁴³⁾が存していた。

The Commissioner of Metropolitan Police は一人の警察官より当該申請人が自己のタクシーを売春婦による売春行為の場に使用せよとする報告を受けた結果、本件の申請人は免許をもつてふるわしくなる人物だと確信するに至り免許取消を決意したが、Assistant Commissioner の次のようない意見、すなむち申請人を Licensing Committee に出席させそいで右報告をした二人の警察官に会わすべからずという意見を受け入れ、Licensing Committee を開くことを認めた。ただし Commissioner はその時同時に、同委員会においての免許取消処分を再考すべき事項が何も提出されなかつたら申請人の免許は取り消されるべからずであることを Assistant Commissioner に告げた。

十月二十三日開かれた Licensing Committee の席で一人の警察官が、一九五一年十月四日午後十一時より十二時まで申請人のタクシーを見張つてゐたといふ、申請人が自分のタクシーに売春婦と客を入れるのを見た、そして十一時にはタクシーのフラッグは 'For Hire' の位置にありメーターには金額が請求されていなかつたと述べた。申請人なりの陳述を否定し、十一時頃には自分が Gray と云う人物をのせ Regent Palace Hotel から Benelux Restaurant まで行き、十一時から十一時までの間は同人の指示により同人がレストランから出て来るのを待つてゐたとのべた。申請人はまた彼のフラッグが 'For Hire' の位置にあつたところを証定し、彼は右乗客を Regent Palace Hotel に送り去りけた時にはメーターは 8s. 3d. を示してゐたと述べると同時に、右乗客 Gray 氏をのせの証人として出でることを求めた。しかしこの請求は許可されなかつた。Licensing Committee は Commissioner に対し免許取消決定を再考するよういうながらすようなものは何も出なかつたところ結論に達し、ついで Assistant Commissioner が申請人

に対し本人のタクシー運転免許は取り消された旨告げた。

そこで申請人は右免許取消しの無効を主張して Queen's Bench Division に certiorari を申請したのである。その申請理由は Commissioner の指示で開かれた Licensing Committee による inquiry が司法的審理であった。その席で申請人が自己の陳述に対する証人の喚問を同委員会に請求したにもかかわらず受け入れられなかつたところと the Rules of Natural Justice が犯されたことを意味する所であるとであつた。なおこの Licensing Committee は法理上のものではなく、の ような事項に関する Commissioner を補佐するため Commissioner により設置された Departmental Committee であつた。⁽⁴⁴⁾

裁判所は「」の主張に対し certiorari せらるかなる機関に発せられるのかとふう点より判断を進めていく。Lord GODDARD 主席判事は「Certiorari は非常に特殊な性格を備えた救済方法である。order を取り消すために、さればあくまどは裁判所にだけ発せられたのであつた。」の令状は下級裁判所に対し、その下級裁判所が下した命令でその正当性が争われてこるものか、あるじはもしその裁判所が Court of Record である場合には裁判所の記録を当裁判所に提出する」と求めたのである。それから当裁判所が「」の record 又は order を吟味し「」の order が法に従つてなされたものかどうかを確かめたのであつた。移送令状が申請される最も普通の場合は権限の逸脱が存在したかどうかを確かめることであった。最近、移送命令にかんする多くの事件が存在しているがそれらのすべてにおいて「」の令状は、ある種の裁判所的機関の命令の正当性を争うために求められたのである。以前は疑いもなく「」の令状は裁判所と呼ばれるものの以外の何物に対しても発せられなかつた。しかし近年、行政法と呼ばれるものの発達に伴つて、その行政法の下で行政部門はいろいろの人の財産に関する inquiry を開催したり order を下したりする広い権限を

与えられるようになつてきた結果、移送命令による救済は相当に拡大されたのである。この令状はいかなる原則によつて付与されるかについては R. v. Electricity Comrs. 事件に於て ATKIN 判事が述べた周知の判決文中に最も明確に展開されてゐると思う。⁽⁴⁶⁾ この「すなわち certiorari を発する上で準拠すべき基準として ATKIN 判事の論理に従うべき」とを指摘してゐるわけである。ゆえに本件においても司法的に行動する任務の要件が満たされているか否かの吟味が重要性を帯びてくるわけである。

この作業について前に GODDARD 判事は申請人の「まゝ」の論拠、すなわち「タクシー運転免許に関する mandamus が the Commissioner of Police に對し発せられる。 mandamus が発せられるのであるから certiorari も発せられるであらう」という主張の誤りなることをひいて簡単に次のようく述べてゐる。曰く「mandamus は制定法よりして Common Law によってある特定の行為をするよう任務を課せられてゐる者に對しては誰にでも発せられる。 もしその人物がその任務を遂行する」とを差し控えたり、悪意から行使すべし権限を行使しなかつたりするなどは当裁判所は order of mandamus によるものである。 mandamus は個人に対して発せられてもよし、法人に対して発せられてもよし。 mandamus は「の命令が向けられてる個人または機関が裁判所であるのか否か」と「はまたく無関係に発せられるのである」と。 すなわち mandamus を発するに際してはその対象機関が司法的なものであるか否かを考慮する必要はないが certiorari に關しては司法的という条件の考察が必要になるところである。

では本件の当事者 Commissioner はかかる類の権限を行使していたのか。いいかえればその権限の性質からして certiorari の対象となる機関であるのかどうかといふのである。まず彼は免許取得者は免許付与者による取消

し権に従う」とを条件として免許を付与されるのであると述べた後、本件における免許取消し権の性格につき次のよう⁽⁴³⁾に解釈する。「この条文の表現形態は、司法的な調査 (judicial inquiry) の性格を帯びたものが開催されるべきであるとか、Commissioner が判事に準ずる者の立場に置かれるべきであるとかいうことが意図されていなことを明らかにしてみると私は思つ。 Commissioner は彼の耳に入るいかなる事情を理由にしても免許を取り消したり停止する」とがわかる。しかしながら Commissioner は自分がそうしたいなら伝聞証拠に基づいてでも行動することができる⁽⁴⁴⁾のである。(やや多くて事例におよびては彼は苦情申し立てに基づいて行動し、そして大部分の場合、彼は自分が知るに至った情報が正確なものであるというふうに出来るだけ確かめようとすると私は思つてゐるが)」と。続いて司法的要素とくらものについて次のよ⁽⁴⁵⁾うな判断を示す。「判事に準ずる立場にある者 quasi judge とは何であるのかについて今まで誰も正確に定義しようとしたが、私は準判事とは証言を聞き事実にもとづいて結論を下さねばならない者であると考える。 certiorari が請求される場合には、我々は判事または判事に準ずる立場にある者が命令を下したがまたは命令的性格をもつたものを下したとふうことを予期するであろう。そもそもば何が取り消されるべく裁判所に提出されればよ⁽⁴⁶⁾うのだろうとふうとなるからである。申請されてくるときは order of the Commissioner を提出されればよ⁽⁴⁷⁾うのだろうとふうことを証明するものは何もない。これは Commissioner が彼が知るに至った事実のゆえに、当該被免許者はこの免許を所持する適格者でないと確信するに至⁽⁴⁸⁾ったところ Commissioner の単なる決定であるにあなかつた。当法廷において引用された全ての判例においては、國家の機関は取り消し可能なまたは一定の異議申し立てすることが可能な裁決を下すかもしくは裁決の結果、命令を下すかのどちらかをしていた。本件においてはそのようなものは何も存在していない。 Commissioner がもし自分一

人で行動していたとすれば、彼が司法的または準司法的立場にあつたところとは不可能であろうと私は考える。⁽⁵⁰⁾

と。ではいつたいこの免許取り消し権はいかなる権限であるのか。これについて同判事は「彼は許されるならば規律権 (disciplinary authority) と呼ばれてよ、よなものを行使してはいた。規律に関する行動をとる」とがその任務である者 (それが軍人であれ警察官であれ他の者であれ) が disciplinary power を行使していく場合には、その人物は移送命令等の威嚇により制約されるべき」とは最も望ましくないものであると私は思う。何故ならそれはこの人物が持つている disciplinary power の自由にして適切な行使に干渉する⁽⁵¹⁾ことになるからである。

と述べ、最後に、以上のごとれた理由により「申請人に対し the Commissioner of Police により与えられた免許を取消す」とは司法的行為であると主張する根拠は存在していないし、また、免許取消しが司法的又は準司法的人物により行われたといふことにも根拠がない。従つて移送命令は発せられず⁽⁵²⁾の申請は却下される⁽⁵³⁾」と判決を下した。 PARKER, DONO-VAN 両判事も本件の権限行使は行政行為であったという立場より右判断に同意している。

以上みてきた五〇年代の二つの代表的判決はいずれも各事件中で争われた行政機関の行為中に司法的要素の存在を認めないと、いう立場を表明したものであった。そしてそれを理由にいざれも当該行為の対象者に certiorari による司法救済を拒絶したのであった。このような司法部の立場は当時大きな批判を招いたわけであるが、その内容については後に考察する所にして、以下では統いて主題をめぐる二つの大きな判例の流れの根底にある Lord LORE, BURN の論理の検討に移る所にする。それは行政行為と公平の原則の問題を考える際には看過できないものである。時代的には Lord ATKIN の論理に先行していたものであるが前述の判例中ではなんら言及されていない。しかしその論理並びにその考え方を受けついだ一連の判決は当然五〇年代判決中で示された司法的因素の存否の判断基

準にならぬかの疑難を尋ねてゐるがゆゑに、五〇年代判決の特徴を明らかにするためによりの作業は避けられたものである。

- (1) (1923) All E. R. 150.
(2) ibid., p. 158.
(3) ibid., p. 152.
(4)(5) ibid., p. 153.
(6) ibid., p. 152.
(7) ibid., p. 153.
(8) ibid., p. 169, p. 164.
ibid., pp. 169-161.
R. v. Glamorganshire (Inhabitants) (1700), 12 Mod. Rep. 403.
(10) R. v. Poor Law Comrs., Re St. Pancras Parish (1837), 6 Ad. & El. 1.
(11) Board of Education v. Rice (1911) A. C. 179.
(12) In the Matter of the Tithes of Crosby-upon Eden (1849), 13 Q. B. 761.
(13) Church v. Inclosure Comrs. (1862), 11 C. B. N. S. 664.
(14) R. v. Board of Trade, R. v. Light Railways Comrs., (1915) 3. K. B. 536.
(15) (1923) All E. R. p. 161.
(16) ibid., pp. 161-162.
(17) (18) 本件における重要な問題点が提起された。それは「一九一九年電力供給法によりて命ぜられたる計画を準備するに關してあるが、the Electricity Comrs. の行為は国会によるのみ監督されるのであるが、行為が越権行為であったのか否かを調べるために裁判所が介入する機会などあるまい」とある（ibid., 154）とするべくした。法務長官は「Comrs. は單に助言者として行為をしてゐるにしかか

ある。Comrs. は Board of Trade に計画を具体化する命令を勧告してゐる。そして Board of Trade がその命令を修正つかうとするには無修正で確認する」とができるのである。同様に Board of Trade は何らの判断に到達していないのである。彼らはその命令を国会の両院に提出し国会両院がそれを修正付きあるいは修正なしで承認する」とができるのである。国会両院は国会両院が望むことを何でもそれがたとえ一九一九年法に合致しようがしまいがその命令中に盛り込んでよいのである。国会両院が承認するまでは何も決定されないのである。そして実際、草案作成、計画、調査（公聴会）、命令、確認、承認という全手続きは国会両院がその意思を表明する過程の構成部分でしかすぎないのである。したがつていかなる段階においても裁判所による支配に服す必要はないのである」(ibid., 162) と主張した。これは英國憲法にかかる重要な問題点を含むものであった。この反論に対し ATKIN 判事は次のように判断を下した。

「この主張はつまつめれば国会法によって課されてきた抑制、保護（それは強制取り上げからの自由を含んでいる）が国会法によらずに單なる国会両院の決議によって撤回されえたり、また、新しいやつかいなそれと矛盾した義務が国会法によらずに单なる国会両院の決議によって課されうるということになるのである。私は当該法律の適切な解釈をする上で、国会の両院の決議が今のべられてじぬような効果をもたらすのかどうかと、いつとについて決定を下す必要はないと思う。Comrs. の最後的決定はそれが国会の両院によって承認されるまで効力をもたない」という規定の中に私は、Comrs. 自身がその決定に達するに際して司法的にかつ国会法によって規定されている制限内において行為すべきであるという見解、並に裁判所は Comrs. を」のよくな制限内に止めておく権限をもつてゐるという見解と矛盾するものを何ら見出せないのである。最終的に効果をもつるのは Comrs. の命令であると、うことに注目しなければならない。それを確認する Board of Trade とかそれを承認する国会両院が当該制定法の下で問題となつてゐる事項に関して効力をもつ命令を作成できるのではないのである。」(ibid., 162) と述べ、続いてこの見解と先例との関係については「たとえその承認が国会両院の承認でなくてはならない場合であつても、」の行為が確認とか承認に従ふのであるから」の行為は Prohibition や Certiorari に従う司法的な行為ではありえない」といふに判断せざるをえないような先例を私は知らない。先例はむしろ反対である」(ibid., 162) として、一八四九年の *In the Matter of Tithes of Crosy-upon-Eden* と一八六一年の *Church v. Inclosure Comrs.* 事件を引用している。そして最後に「のよう本件において判決を下す」と国会の権限との関係について、裁判所が国会の権限をふみにじぬるものでないとハリとを次のように断言するのである。「禁止令状は発せられるべきである」という結論に達

あるいは際し当法廷はいかなる程度においても主張されたるゝへ国会の権限に影響を与えてはいないと私は考える。もしも同法にてこゝの上述の解釈が正しきとするならば Electricity Comrs. は議会によつて彼らに課されてゐる制限を自ら逸脱しているのである。そして国会の権限を縮少しようとするべくか、当法廷は国会が通した法律を支持するゝとにより裁判所の通常の任務を果してゐるのである。われわれが行ひまた述べてゐることはいかなることか、かかる程度においても、本件の計画あるいは他の計画を遂行するという国会法による国会の絶対的な権限に影響を及ぼすことはできないのである。当法廷が述べてゐるゝのすぐでは、「これは一九一九年法の規定内に属する計画ではない」とハリとある」(ibid., 163) や。すなわち裁判所が Comrs. の越権行為を認定し、Prohibition を出すことはあくまで議会の意思を遂行してゐるのであつて議会の権限を侵害する行為ではなきことを強調してゐるのである。

(19) 本件においては Prohibition や Certiorari の両令状が請求されてゐたわけであるが裁判所は前者のみを認め、後者を発することを拒否した。その理由は何か。両令状にはじかなる違ひがあるのか。ハリドーム一つの争点についてふれぬハリにする。それは令状申請の時期に関する次のようなものであった。曰く「このよだな令状を申請する」とは早すぎる。なぜなら事態はまだその出発点にあるだけであるから。Comrs. はまだ何も決定していない。Comrs. はただ一九一九年法五条四節により、何らかの命令を発するにはそれに先立つて開催しなければならないとやがて地方公聴会を開くまでの準備としての計画を印刷に付したにすまないのである」と。(ibid., 153) 「れに対し ATKIN 判事は両令状の関係についてでは「私は原則上移送令状と禁止令状との間に、後者がより初期の段階において求められてよ」とハリと云ふ外には何ら相違点を見出すべくとはできない。私はもしも苦情を申し立てられて、機関が最終的判断を下した段階で Certiorari に基づいて取り消されるような結果を引き起こす事柄をとり扱うハリによりその権限を逸脱してゐるハリとがその機関の行為から立証されねば、私はその機関がその権限を逸脱する」とを抑えるために prohibition を発することができると考える」(ibid., 161) として、両令状の間には時間的差異が存するだけで発する上での原因は同一であるとした上で「これ以上の経費と煩わしさを招く前に法律問題を決定する」とが何かとよしとハリとは議論のないところであると思ふ。したがつて私は本上訴は writ of prohibition に関する限り認められぬべきであつて、そして禁止仮令状は本令状とともにわれぬべきであると考える。移送令状については問題はとして重要とはならない。私は移送令状の対象となりうるような確定した命令が存在しているかどうかにはかなり疑いを持つのヤの問題に関しては上訴は却下されるべきであると考える」(ibid., 163) ところ

ハリス・カーブル・アンド・アンド

- (20) (1927) All E. R. 699.
- (21) Lord ATKIN ジャーマンは “Whenever any body of persons having legal authority to determine questions affecting the rights of subjects, and having the duty to act judicially, act in excess of their legal authority, they are subject to the controlling jurisdiction of the King's Bench Division, exercised in these writs.” (1923) All E. R. 161.
- (22) (1927) All E. R. 699.
- (23)(24) ibid., 700.
- (25) ibid., 701.
- (26) ハーベイ | 九二〇年七〇年九月の事件 R. v. Hendon Rural District Council (1933) All E. R. 20 ジャーマンはハーベイ | 九〇年九月の事件 | 九二〇年九月の事件 | 九三〇年九月の事件 (1923) All E. R. 150 ジャーマンはノートスを記載。本稿では | 九三〇年九月の事件の記載を記載する。
- (27) the Defence (Control of Textiles) Regulations, 1945. ジャーマンは “where the controller has reasonable grounds to believe that any dealer is unfit to be allowed to continue as a dealer” と | 文が記載された後で記載の條文を記載する。
- (28) (1951) A. C. 66.
- (29) ibid., 74.
- (30) s. 42 of the Courts Ordinance (R. S. of Ceylon, 1938, c. 6), ibid., 67.
- (31)(32) ibid., 75.
- (33) ibid., 76.
- (34)(35) ibid., 76.
- (36) ibid., 77.
- (37)(38) ibid., 77.
- (39) ibid., 78.
- (40) ibid., 78.
- (41) ibid., 78~79.
- (42) Paragraph 30 (1) of the Order は “A Cab-driver's licence shall be liable to revocation or suspension by the Com-

missioner of Police if he is satisfied, by reason of any circumstances arising or coming to his knowledge after the licence was granted, that the licensee is not a fit person to hold such a licence.” (1953) All E. R. 720. ジャスティスの「if he is satisfied that」条項の解釈が本件では問題視される。渥美洋子著「英米法判例由題」pp. 22-23参照。

(43) (1953) All E. R. 717-718.

(44) ibid., 720.

(45) ibid., 718-719.

(46) 同上 ibid., 719.

(47) ibid., 720.

(48) ibid., 720-721.

(49) ibid., 720. (50) ibid., 720-721. (51) ibid., 721. ジャスティスの「if he is satisfied that」条項は Ex parte FRY (1954) All E. R. 118, at 119 で解説される。

(52) ibid., 721.

(53) ibid., 721-722.

(54) 同上

H. W. R. Wade, “The Twilight of Natural Justice?” (1951) 67 L. Q. R. 103; D. M. Gordon, Q. C., “The Cab-Drivers’ Licence Case,” (1954) 70 L. Q. R. 203; S. A. de Smith, “The Right to a Hearing in English Administrative Law,” (1955) 68 Harv. L. R. 569; D. C. M. Yardley, “Revocation of Licences—An English Dilemma,” (1956) 1 Jur. Rev. (N. S.) 240; H. W. R. Wade, “The Future of Certiorari,” (1958) C. L. J. 218.